

## ナチ強制収容所とドイツ社会 —— 国家による暴力独占の境界線 ——

増田好純

1945年5月2日、ナチ・ドイツの降伏が目前に迫ったこの日、カトリック教会ミューンヒェン・フライジング大司教を努める枢機卿ミヒャエル・フォン・ファウルハーバーは、管轄下の教区司教宛てに回状を發した。

「ブーヘンヴァルトとダッハウの強制収容所では、分別のある人間であれば嫌悪する、許すことのできない残虐行為が行われた。しかしながら私は、非人道的な連中が引き起こした恐るべき状況の責任を、ナチ親衛隊（SS）全体に、あるいは何も知ることなく、批判的な発言をすれば自らもダッハウに連行されたであろう国民全体に押し付けることのないようお願いしたい。そして忘れないでいてもらいたい。空襲が私たちの都市にもたらした多大な苦しみ、生き埋めにされ、焼き殺され、引きちぎられた人々—そのなかには女性や子どももいる—の亡骸をすべて、ただひとつの都市からでも集め、撮影することができるならば、そうした写真は強制収容所で撮られた写真に劣らず恐ろしいものであるだろうことを。世界は強制収容所での写真に激怒することになる。しかし、今回の戦争はそれ以外にも恐怖の光景をもたらしたのだ」<sup>1</sup>。

連合軍によって解放された強制収容所での惨劇を戦争被害と同様の避けがたい犠牲と位置付け、ドイツ国民もまた被害者の側にいたと述べるファウルハーバーの書簡は、戦後ドイツ社会が長らく展開してきた「何も知らなかった」という主張を典型的に示すものであった。ドイツ社会は、否定しようのない犯罪を目の当たりにして、罪を負うべきはナチ指導部と収容所を管理した個々のSS隊員たちであり、それ以外のドイツ国民はナチズムの被害者であるだけでなく連合軍による空襲の犠牲者でもあったとして自らの責任を否定してきたのである<sup>2</sup>。

このようにドイツ国民もまたナチズムによる独裁政治の被害者であったとする見解は、市民社会論がナチズムやファシズムを主要な議論の対象としてこなかったこととおそらく無関係ではない。独裁制は「市民社会のほとんど全ての原理の徹底的な否定を意味する」がゆえに、ドイツにおける市民社会をめぐる議論の大半はナチ期をバイパスし、ヴァイマル共和国から西ドイツへと架橋してきたのである<sup>3</sup>。市民社会の発展を促進する諸要素が独裁制と相容れないことは確かである<sup>4</sup>。だが、そうだからといって市民社会の歴史を考える時に、ナチズムやファシズムによる独裁の時代を一顧だにせず切り捨てても良いのかという問いは解消されない。

近年のナチ体制に関する研究は、ファウルハーバーが力説したような一方的な被

害者としてのドイツ国民というイメージを大きく修正し、例えばナチ不法支配の象徴的存在である強制収容所システムについても当時のドイツ社会の支持があったことを強調するようになった<sup>5</sup>。この強制収容所システムをつうじた抑圧政策においてもドイツ社会の支持があったという事実は、ナチ・ドイツを理解する上で何を意味しているのか。

国家による暴力独占は対内対外という二つの側面を持つ。国際社会における国家の主権と安全を対外的に支えるのが軍であり、国家内の秩序を保障するのが警察である<sup>6</sup>。そして、ナチ・ドイツにおいて国内秩序を保障するもうひとつの暴力装置として設置されたのが、通常の警察・司法権に属さない「超法規的」な拘留施設たる強制収容所システムであった<sup>7</sup>。ナチ体制下のドイツ社会がこの強制収容所をつうじた「敵対者」の迫害という「超法規的措置」を容認し支持していたとすれば、ナチズムがドイツ国民をも等しく抑圧してきたという言説はもはや説得力を持たない。それだけでなく、ナチ体制下のドイツ国民は、なぜ自発的に市民社会の論理や原理を拒否し、抑圧的政策を伴うナチズムに未来を委ねたのかという問いもまた突き付けられることになるのである。

そこで、本報告では、ナチ体制下ドイツ社会が強制収容所システムとどのように向き合い、拒否あるいは受容していったのかを跡付け、もし後者であるとするならばドイツ国民が強制収容所システムという対内的で「超法規的な」暴力装置をどのように受け入れて行ったのかを見ていくことにしたい。これによって、今回は市民社会論そのものを発展させるには至らないが、少なくとも後の議論の足掛かりを提供したいと考えている。

なお、本報告で扱う強制収容所はドイツ本国でドイツ国民と直接かかわったものに限定し、占領地域のいわゆる「絶滅収容所」は対象外となる。というのも、ナチ・ジェノサイドの遂行を主に担った「絶滅収容所」は、基本的にドイツ本国に設置された強制収容所と組織・機構・地理上の関連性を持っておらず、それぞれ別個の収容所政策として扱う必要があるからである<sup>8</sup>。

## 「政敵」を隔離する

ナチ政権が「政敵」を隔離するために収容所を設置するに至った直接の契機は、国会議事堂炎上事件（1933年2月27日）である。翌日、ヒトラーは直ちに強行措置の法的根拠として「民族と国家を防衛するための緊急令」を布告し、新政権の障害になりうる人々の弾圧に乗り出した。ゲスターポや突撃隊（SA）・SS隊員らは、ドイツ共産党員をはじめとする「政敵」を急ごしらえの収容所に「保護拘禁」して、殴打や拷問などの虐待行為を繰り返した。標的は、労働運動組織、共産主義者、社会主義者から社会民主主義者にまで及び、この機に乗じて個人的な報復に出た者も少なくない。1933年2月から4月にかけて、全国で160カ所以上もの拘置施設に「保

護拘禁」された人びとは、少なくとも 45,000 名に上った<sup>9</sup>。また、1933 年 2 月から 10 月の期間にこれらの拘置施設で殺害された人々は、内務省の統計によって裏付けのとれたものだけでも 500 名から 600 名に上った<sup>10</sup>。ヒトラーは、厳しい弾圧による左派勢力の無力状態を最大限に利用しつつ、国会選挙での躍進（1933 年 3 月 5 日）の後に授権法の成立（1933 年 3 月 23 日）にこぎ着けるなど、自らの権力基盤の著しい強化に成功していったのである<sup>11</sup>。

政権成立直後に多数設置されたこれらの「保護拘禁」施設、すなわち「初期収容所」は、ドイツ社会に向けて積極的に報道された。報道やプロパガンダの基調傾向は、収容所がもつばら共産主義者を隔離することでドイツ社会の「法と秩序」の維持に貢献すること、彼ら被収容者（以下、便宜的に囚人）は自由をはく奪されている以外では適切に処遇されていること、また囚人は労働をつうじて再教育に付されることを強調するものであった。なかには収容所の経済的可能性を取り上げたものもある。大量の新聞報道が示す様に、収容所はすでに周知の存在であった<sup>12</sup>。

ここで、急ごしらえの「初期収容所」が乱立した 1933～34 年の強制収容所システムと近隣社会との関係を、ダッハウ強制収容所を例にとりて見てみることにしたい。1933 年 3 月 20 日、当時ミュンヘン警察本部長代行であったヒムラーは、最初の強制収容所をダッハウの弾火薬工場跡地に開設させた。翌日付のナチ党機関紙「フェルキッシャー・ベオーバハター」は、さっそく強制収容所についての報告を掲載し、その対象が主に共産党員であることを強調している。

「・・・ここには全ての共産党幹部と、必要とあらば国旗団や社会民主党の幹部からも集められることになる。これらの幹部を刑務所に収容することは長期的には不可能であるし、国家機関にとってあまりにも負担となるからだ。彼らは今後も煽動を続けて騒擾を引き起こす以上、これらの連中に自由を与えることが考えられないことは明らかである・・・」<sup>13</sup>。

全国報道会議がダッハウ強制収容所の開所に関するヒムラー声明を配信すると、たちまち大々的な報道キャンペーンが始まった。3 月 22 日にはダッハウの地元紙「アンパーボータ」がヒムラー声明を掲載、ダッハウ市では「政敵」に対する一斉逮捕が行われ、「ことのほか扇動的な 70 名を超える共産主義者ら」が保護拘禁に付された。ダッハウ市民は新しい施設を自ら見てみようとして強制収容所に殺到した。囚人輸送車の第一陣は、「収容所の入り口で何時間も待ち構えていた多数の野次馬連中の前を通り過ぎ」ねばならなかったほどである<sup>14</sup>。地元紙は強制収容所における出来事を定期的に掲載し、「強制収容所から」の項目を設けて、「脱走につき射殺」やいわゆる「自殺」の報道を行っただけでなく、1933 年に虐待で死亡した 21 名の囚人を実名で取り扱った。また、「強制収容所の新収容者」報告では、素性や「罪状」も告知の対象であった<sup>15</sup>。

共産主義者らを隔離する措置は、さらにダッハウ強制収容所の再教育機能を強調することで正当化された。「ミュンヘン新報」は、強制収容所の開設目的として「収

容者を労働、適切な食事、個人々に対する公正さをつうじて、祖国の理念にとってふたたび有用な人間にすること」(1933年3月26日)を挙げ、「アンパーボーテ」は「国家を否定する共産主義的な誤った思想を間違えて信奉した者から、徐々に素直に思考し、正直に国家を肯定する人間を形成すること」(1933年3月26・27日)を論じた。再教育はまず8時間に及ぶ肉体労働を基本とし、さらに郷土を題材とする各種の講義・講習によって道徳・精神水準の向上を目指すものとされた。

また、当初、ヒムラーらバイエルンのナチ党保安関係者には、ダッハウを用地として選定した理由として、交通の便と収容施設へと流用可能な設備が残っていたことの他にさしたる思惑は無かったようであるが、強制収容所設立のニュースは不況に悩むダッハウ市の苦境打開への期待感を一気に高めた。以前からダッハウ市は、何らかの公共事業によって経済的停滞を打破する必要性を認めており、弾火薬工場跡地をいかに活用するかも注目の的だったからである<sup>16</sup>。そのため、工場跡地に「強制収容所きたる」の報は、地元紙にいまや強制収容所をテコに経済発展すべしとの論調をにわかに巻き起こした。

「ダッハウにとって収容所は経済的に大きな利益である。これほどの大人数(の囚人)には必要な監視部隊と役人達が付きものであり、ひどく苦しんできたダッハウの実業界にとって顧客の増加となるからだ」(ダッハウ新聞、1933年3月22日)<sup>17</sup>。しかし、「収容・再教育対象者」の限定を積極的に宣伝し、ダッハウ政財界では経済的期待も高まったとはいえ、あからさまなテロルに対するドイツ国民の反応は必ずしも好ましいものとは言えなかった。一連の逮捕行動は人々に不安感や恐怖を抱かせていたし、囚人の非人道的な処遇・環境は広くドイツ社会の知るところとなっていたからである。このような状況に対して新聞報道は、囚人らは食事や労働において適切な処遇を受けているとのプロパガンダを対置する一方で、世論の抑え込みを狙った一種の恫喝も掲載するようになった。ダッハウ新聞は次のように言う。

「ダッハウは非常に知られるようになった。常連の集まる席で、グランデルハウアーとかいう老人が新しい時代のことを理解できないからといって毒づく、彼の親友はいつも良かれと思ってこう言うのだ。静かにしてな、そうでないとダッハウの強制収容所に行く羽目になるぜ！」(1933年5月23日)<sup>18</sup>。

ヒトラー政権成立以来、ドイツ国内外のジャーナリストは国民啓蒙宣伝省全国新聞部の許可、監督や検閲を必要とすることになっていたから<sup>19</sup>、グランデルハウアー某をめぐる記事も当局の承知するところであったことに疑問の余地はない。つまり、全国新聞部は当初より囚人の非人道的な処遇に関するディスインフォメーションに加えて、人々の恐怖感を利用する恫喝によっても状況をコントロールしようとしたのであった。

また、強制収容所を背景とする恫喝は生活の場にも姿を見せた。ミュンヘンの商店を対象として価格つり上げ行為の取り締まりが行われた際、ヒムラーは手入れを受けた商店のショーウィンドウに次のような文言を掲げさせている。

「商店は価格つり上げのため警察により閉鎖。商店主はダッハウに保護拘禁。バイエルン政治警察長官ヒムラー（署名）」。

5月23日付けのミュンヘン新報は、この商店主らのダッハウ送致を伝えた。新聞各紙は、価格つり上げ行為を攻撃的に取り上げるとともに、見せしめとして商店主らの氏名と住所を公表した。ヒムラーは、「ダッハウ」という象徴的文言を抑圧的措置の執行にも利用したのである<sup>20</sup>。これは、強制収容所の噂を逆手にとって一般国民をも恫喝することにより、結果的にナチ政権の様々な抑圧的政策の貫徹力を強化することでもあった。

では、ダッハウ近隣住民の反応はどのようなものであったのだろうか。残念ながらこれらに関して決定的な同時代証言・史料は残っておらず、人々は沈黙を守っている。とはいえ、ダッハウの人々が新聞報道などから得られたはずの情報と現実の展開を照らし合わせれば、その「沈黙」の意味をある程度推測する余地はある。

ヒトラーの政権掌握以後、警察当局は、ダッハウ市においても現地の「政敵」に対する一斉逮捕を発動し、3月10日には地元の大物を含む共産党員と社民党員を「保護拘禁」に付した。3月22日には、そのうち共産党地下機関誌「赤いダッハウ」関係者が強制収容所に送致され、4月から5月には地元共産党幹部らが続いた。強制収容所開所後、警察当局はさらに60名から70名の「左派勢力」を「保護拘禁」し、かつてダッハウ市で勢力を誇った共産党を壊滅させている。これは、1933年以前にはナチズムに対して広く拒否姿勢を見せていたダッハウ市の潜在的な左派抵抗拠点が消滅したことを意味していた。そして、6月22日の社民党禁止後には、ダッハウ市の社民党幹部らもまた検挙、強制収容所に送致されている。

しかし、これら「左派勢力」以外に政治的理由で収容所送致されたダッハウ市民は、少なくとも史料からは確認できない<sup>21</sup>。つまり、強制収容所の収容対象が主に共産党員や社民党員であるというプロパガンダは、少なくとも当時のダッハウ市民の政治上の実感としては正当でありえた。

一方で、強制収容所内部での虐待や劣悪な処遇は、囚人の「再教育」や「適切な処遇」を強調するプロパガンダにもかかわらず、かなり正確に伝わっていたとみてよい。強制収容所とダッハウ市には各種インフラや法務処理上の連携が存在し、自治体関係者にとって実態を推測させる資料には事欠かなかったからである。例えば、死亡した囚人の登録は1941年まで自治体の戸籍役場で処理されていたため、ブリットルバッハおよびダッハウ両自治体には1933年から1941年にかけて3,856名に及ぶ囚人死亡者数の記録があるし、食糧管理局は分配のための基礎資料としてそのつど囚人数の通知を受けていた<sup>22</sup>。それゆえ、囚人に対する劣悪な処遇は、もはや噂の域を超え、その事実が市民に伝わっていても何らおかしくない。「ダッハウへ行くことになるぜ！」<sup>23</sup>のような恫喝は、罪のない噂ではなく、むしろ「事実」に基づくからこそ十分に機能しえたのである。

さらに、一時期ダッハウ政財界を熱狂させた経済的な期待は、強制収容所が囚人

自身の労働による自給生産態勢を確立するとともに潰え去り、人々の関心は急速に薄れていった。仕事を作り出さない強制収容所にもはや魅力はなかったのである<sup>24</sup>。

従って、ナチ当局の宣伝のとおり強制収容所への拘禁対象が限定され、沈黙を守っている限りで自らに危険が及ぶことはないとするれば、たとえナチズムを支持していない人々でも、巷間伝えられる「噂」に眉を潜めながらも、強制収容所に対して積極的な反対行動をとる理由はなかった。結局、ダッハウ市民は、一部「左派勢力」の犠牲の下で、強制収容所という「必要悪」をつうじて「安寧と秩序」を維持することに暗黙の了解を与えたのである。他の初期収容所に関するプロパガンダも類似する方向性を示していたから、傾向としてドイツ社会の反応はダッハウと同様であったと考えられる<sup>25</sup>。こうして、強制収容所という新たな暴力装置は、当面のところ選択的な「政敵」に対する過渡的な措置としてドイツ社会に受け入れられ、結果として「ナチ支配の強化」に道を開いたのであった<sup>26</sup>。

ザクセン出身のロルフ・ヘーベラーの戦後証言は、このように強制収容所を受容した人びとの意識を明確に示すものであった。ヘーベラーは、ヒトラーの措置についての質問に対し次のように証言する。

「今とは時代が違うんです。まずみんな失業を経験していました。誰も何にも持っていなかったし、何もかもが高価でした。そして突然事態は変わったんです。人びとの上に太陽が輝いていました。そう、政権に完全に敵対して拘留された人びともいました。彼らは強制収容所に入れられたか、いや私は彼らがどこに行ったかは知りません。しかし、一般大衆、6,000万のドイツ人にとって、それは本当に人びとが望んでいたことだったのです<sup>27</sup>。

他方、1933年半ば以降、ヒトラーの支配体制がゆるぎない強固なものとなるにつれて<sup>28</sup>、いまや強制収容所という暴力装置の今後が問題となった。7月6日、ヒトラーは「革命は永久的な状況ではなく、それが持続的な状態となってはならない。解放された革命の奔流は発展という安全なベッドに導いてやらねばならないのだ」と述べて、「革命の終結」を宣言したのである。街頭でのあからさまな暴力的措置は鳴りを潜めた<sup>29</sup>。また保護拘禁されている人々は、1933年7月31日の段階で、政権発足直後に比べるとその約三分の一が釈放され、総数26,861名にまで減少した<sup>30</sup>。各州政府は、ヒトラーの宣言を契機として小規模な収容所の解体に着手し、1933年10月末までにさらに約5,000名の保護拘禁囚を釈放した。加えて、11月12日の「国会選挙の勝利」に伴う「恩赦」として2,000名を、12月にはクリスマスのために約6,000名を釈放するなど、1933年後半にはもはや収容所を維持していく必然性はなくなろうとしていた。収容所が果たしてきた「特別裁判所」的な任務は、人民裁判所や司法に委ねればよいかと思われたのである<sup>31</sup>。

そして、1933年後半以降、このように収容所の存在意義に揺らぎが生じ、問題が一時的にナチ政権内部の政治闘争に転じていくにつれて、ダッハウに関する記事もまた減少していった。そして、ダッハウ強制収容所がレーム事件（1934年6月30

日)に決定的な関与を果たして以後、ダッハウの地元紙から収容所の記述は消え失せさせた<sup>32</sup>。ドイツ国民が選択的な「政敵」撲滅について「暗黙の了解」を与えた強制収容所という暴力装置は、まさにこの時期以降、SS・警察によるシステム統合と政治的・世界観的な急進化をつうじて、その標的を大きく拡大していくことになるのである。

## 「民族共同体」を保障するもの

ヒトラーの支配体制強化に貢献した暴力装置は、1933年末にかけて、まさに政権が安定期に入ったことによって存続の危機に陥っていた。1934年4月12日、内務省は「暴力の除去に関する」回状を発して、「保護拘禁」の発動権限を上級治安当局と各州政府に限定し、しかも州政府の拘置施設か強制収容所でのみ行うこととしたのである。趨勢は非常事態の終焉、すなわち「規範国家」の回復に向かうかに思えた<sup>33</sup>。ところが、強制収容所をさらに「共同体異分子」の排除に振り向け、それによって「民族の政治的な健康維持」を達成しようとするヒムラーは<sup>34</sup>、ヒトラーの支持を得て内務・法務省の抵抗を排除し、政治警察と強制収容所を自らの権限下に統合することで「措置国家」の継続を勝ち取ったのである<sup>35</sup>。そして、ヒムラーのドイツ警察長官就任(1936年6月17日)は、「人種的一般予防」に基づく警察措置発動の画期となった。1937・38年以降、政治警察は、いわゆる「反社会的分子」の逮捕・収容所送致を大規模に実施<sup>36</sup>、再編なった強制収容所システム(ダッハウ、ブーヘンヴァルト、ザクセンハウゼン)には強制労働を導入して囚人の「矯正」を行うこととしたのである<sup>37</sup>。ナチ抑圧機構はいまや「政敵」の無力化だけでなく、「民族共同体」の保障という目的を掲げ、なお「選択的な」テロルを急進化させ始めたのであった。

1934年以降には、収容所に関するプロパガンダ・報道がいったん停止したため、ここでは、政治史的な展開にも分析の比重を置きながら、新たな抑圧的政策に対するドイツ社会の反応を検討していきたい。

すべてはバイエルンで始まった。バイエルンはナチ党が最後に権力を掌握した州であったにもかかわらず、後に抑圧的措置を主導していくヒムラーがいち早く自らの強固な政治的拠点を築き上げることに成功していたからである。ヒムラーの政治力を担保していた要素は三点指摘できよう。まず、ヒムラー自身がバイエルン内務省・警察の要職をことごとく兼任するとともに、腹心ラインハルト・ハイドリヒがバイエルン政治警察を掌握して、早い段階で警察機構をほぼ完全に掌中に収めていたこと、次にSS准将テーオドーア・アイケがダッハウ強制収容所をSSの管轄下で「模範的」に運営することに腐心し、ヒムラーの意のままになる暴力装置を鍛え上げていたこと、そして、ヒムラーの下に警察、SS、ダッハウ強制収容所が結合することで、内務省や法務省など他の国家機関が容易に干渉できない強固な権力空間を

バイエルンに作り上げていたこと、である<sup>38</sup>。つまり、バイエルンは小さな「SS 国家」であり、ヒムラーにとって自らの政治的・世界観的理念を実践に移すことができる実験場でもあった。

そのため、バイエルンでは、すでに 1934 年初頭から強制収容所送致という強制措置に「社会人種主義的」要素が入り込み始めていた。これは、1934 年 4 月 10 日にヒムラーがまとめさせたバイエルンの保護拘禁囚 2,450 名の収容事由から明らかである。一覧によると、約 67・5 パーセントが共産党員や社民党員として逮捕されたもの、それ以外の囚人の多くは「反社会性」や「労働忌避」、「飲酒癖」といった非政治的な事由によって拘置されたものであった<sup>39</sup>。政治的敵対者の撲滅を謳ってきた強制収容所は、支配体制が安定してきたことを受けて、全国的な傾向としては囚人数の減員に向かう一方、バイエルンでは社会人種主義的思考に基づく拘留対象の拡大がひそかに始まっていたのである。

ダッハウ市でも、「左派勢力」壊滅の後に「反社会的分子」の追跡が始まった。強制収容所は、1934 年 10 月のバイエルン内務省執行規則に基づいて、「労働忌避者及び反社会的分子のための矯正施設」に指定され、1934 年 11 月以降、労働忌避、飲酒癖、生活費を入れないといった理由で、見習工や職人、行商人ら 8 名が「反社会的分子」としてダッハウ強制収容所に送致された。ダッハウ地区全体では少なくとも 19 件の「反社会的分子」事件が記録されている。

注目すべきは、1934 年以降ダッハウ市で逮捕された 8 名の「反社会的分子」の収容所送致が、市福祉事務所の申し立てによって行われたことである。事務所が理由として挙げたのは「容赦ならない振る舞い」、「飲酒癖」、「不道徳な行状」であった。この事件についてシュタインバッハーは、飲酒常習者や「労働忌避者」を収容所送致した場合、市福祉団体は残された家族を扶助する義務があったため、財政上の節約になったわけではなく、告発者がナチズムの主張する「共同体異分子」の排除を支持していたことに起因すると指摘する<sup>40</sup>。つまり、ヒムラーが「上から」作り上げたバイエルンの抑圧機構は、「下から」の協力によって補完されたのである。

そして、ヒムラーがバイエルンで実践した「共同体異分子」排除のコンセプトは、ヒトラーの支持を得て全国に移植されることになった。1933 年から 1935 年にかけて全州の政治警察の統合と強制収容所の再編を完了させたのち、ヒムラーとゲスターボ指導部は全国規模で「民族共同体」を脅かす要素の排除に乗り出したのである。いまや政治警察は、民族の「ノーマルで」「健康な」状態を「逸脱した」とみなされる者、つまり政治的、刑事的、社会的、人種的な逸脱者を追及すべきであった<sup>41</sup>。こうした「清潔な」民族共同体の創出のための「人種的一般予防」という観点から、拘禁対象者は、いわゆる「職業的犯罪者」、「墮落的性向や犯罪的遺伝子を有する常習的犯罪者」及び「反社会的分子」にまで拡大されることになったのである<sup>42</sup>。警察組織のみならず、地域の労働局、福祉事務所、ナチ国民福祉団が「労働を忌避する分子」の追跡に協力し<sup>43</sup>、「全国労働忌避者作戦」は 1937 年 2 月から 1938 年 6 月に



かけて実施された。これにより 14,000 名以上もの「労働忌避者」および「反社会的分子」が強制収容所に送られている。また、「全国労働忌避者作戦」は「共同体の負担になる人々の除去」とともに「労働力の確保」を目的に掲げ、強制収容所で同時期に組織化されつつあった強制的な「労働動員」とも関連付けられたのである<sup>44</sup>。それだけでなく、ベルリンやハンブルクなどの自治体は、強制収容所で囚人が生産する建設資材の購入契約を結んで、これらの措置を後押しするとともに受益者ともなった<sup>45</sup>。それゆえ、1937・38 年に本格化した「反社会的分子」への強制措置は、警察機構の独断的行動ではなく、むしろ自治体などの幅広いサポートによって実施されたといつてよいのである。

そして、「反社会的分子」に対する逮捕行動に前後して、レーム事件後、沈黙を守ってきた強制収容所に関するプロパガンダが散見されるようになった。SS の機関紙『シュヴァルツェ・コーア』は「強制収容所とその囚人たち」と題する写真入りの記事で、外国の報道に根拠がないことを書き立てた。

「これら（の写真）は人種汚辱者、強姦者、性的墮落者、人生の大部分を監獄で過ごしてきた常習犯罪者や民族共同体から逸脱した振る舞いを行った者、過去三年間は精神分析医や弁護士によってなお「市民社会の犠牲者」として大目に見られてきた者である。

多くの人々は外国の報道がすでにこれら「残虐な横暴の犠牲者」について書き立ててきたことを知っている。そしてまだ他にも（外国では）報道関係者がドイツ人しか知らないことがあることも。油断なく聞き耳を立てているにもかかわらず、彼らは故意に見過ごし、それゆえに報道においても沈黙しているのだ。クリスマスに多くのかつての政治的敵対者が強制収容所から釈放され、大管区長官シュトライヒャーから服や食料、いくらかの現金を送られたということを」（1936 年 2 月 13 日）<sup>46</sup>。

当該記事が囚人を「市民社会の犠牲者」と位置付けている点が目を引くが、外国の報道に対する反論という体裁をとりながらも、ここでは強制収容所が政敵の撲滅から「共同体異分子」の排除へと舵を切りつつある実態が図らずも示されていた。また、「労働する囚人たち」とのキャプション付きの写真は、あたかも彼ら囚人が「労働をつうじて矯正」されていると主張するかのようである。

そして、1936 年から 1939 年にかけて、同様の主旨の新聞報道、演説、ラジオ放送が繰り返され、新たな方向性への理解を求めるキャンペーンが続いた<sup>47</sup>。

では、強制収容所システムが常設施設となり、その暴力の矛先が「共同体異分子」をも含むものになったことに対して、ドイツ社会はどのような反応を示したのだろうか。この点については、1933・34 年と同様に 1936 年から 1939 年にかけての同時代史料は沈黙を守っている。従って、ある程度は推測によるほかないが、上で見てきたバイエルン州とダッハウ市の展開からは、少なくとも抗議や抵抗が行われることはなく、むしろ自治体が 1934 年という早い段階から積極的に「共同体異分子」の排除に協力していったことが明らかである。1937・38 年以降の全国的な「反社会的

分子」に対する強制措置にも同様の構図が見られた。歴史家イエンス・シュライは、ブーヘンヴァルトとヴァイマル市を例に次のように言う。

「住民に伝えられた収容所の目的、すなわち民族に害をなすあらゆる連中を拘留することは、ヴァイマル市民に広く同意を得た。強制収容所を使って逸脱した行動を罰し、最終的に根絶することは、多くのヴァイマル市民の価値観に沿ったものであった。国民社会主義者たちがあくまで推進し、テロルによって守ろうとした規範的社会規律はドイツ全土と同様にヴァイマルにおいても住民過半数の同意を得ていたし、強制収容所は「清潔な民族共同体」の存立を保障するものとみなされていた」<sup>48</sup>。

とはいえ、これらの反応は、人々がただプロパガンダを真に受けたからではない。人々が強制収容所の実態を知る糸口は様々なところにあった。強制収容所と戸籍役場の連携はダッハウ以外でも同様であったし、食料納入業者など取引のある民間人もいた。それ以外にも、例えばブーヘンヴァルトでは、所内に囚人用病室が設置されるまでの一年近くの間、加療を要する囚人はヴァイマル市病院に運び込まれていたし、囚人の死者は1940年に独立の焼却場を備えるまでは市の墓地で焼却されていた。このような状況を背景として、「収容所から市の墓地の焼却場に向かうトラックが途中で死体を落としていったのを見た」という噂がヴァイマル市に広く流布したことがあったように、少なくとも概要において人々は実態を把握していたのである<sup>49</sup>。つまり、ドイツ国民は囚人たちがどのように処遇されているのかを承知しつつも、「民族共同体」を維持していく上での「必要悪」として強制収容所の存続に同意したのであった。

「全国労働忌避者作戦」の後、強制収容所囚人数は急激に増加し（1936年11月・4,761名、1938年11月初頭・約24,000名）、「反社会的分子」は「政治犯」を凌ぐ最大集団を構成するに至った（1938年末段階・12,921名、そのうち「反社会的分子」・8,892名）。いまや、「人種的一般予防」という社会人種主義的コンセプトをも一しかもマジョリティの国民の支持を得て一基本原理に取り入れるに至った強制収容所システムは、「国家およびナチ民族共同体の政治的・人種的な敵」の追及という二重の意図を持つ、ナチ・ドイツに特徴的な性格を持つ暴力装置となったのである<sup>50</sup>。そして、第二次世界大戦の開始とともに、ナチ強制収容所システムはこの二重の意図を追求する上で際限なく急進化していくことになるのである。

## おわりに

以上の点から指摘できることは、ドイツ国民は「政敵」を撲滅するための収容所を容認し、やがてナチ強制収容所が「民族共同体」を脅かす「共同体異分子」の排除に乗り出したことに支持を与え、自治体も協力を惜しまなかったということである。ナチ・ドイツの強制措置は、このような国民の支持をつうじて容易に貫徹された。

とはいえ、その理由を単にドイツ国民がプロパガンダを真に受けたというところに求めるべきではない。むしろ人々は、本報告でみてきたように、プロパガンダを自らの「実感」に照らし合わせながら様々な形で取り込んでいった。その結果として「民族同胞」のために強制収容所を「必要悪」として支持し、囚人の過酷な現実には目を閉ざしたのであった。人々は決して牧歌的なユートピアとはいえない強制収容所の実態を知りえた。もし本当に「何も知らなかった」とすれば、目をむけてみようとしなかったからなのである<sup>51</sup>。

もっとも、戦争開始までのナチ・ドイツは、多くのドイツ「民族同胞」にとって、もっとも生活が充実した時代、秩序だっている福祉や余暇が充実した時代として、より包括的な記憶に包まれてしまっている。そこには「共同体異分子」の排除や強制収容所での蛮行といった「必要悪」への眼差しは、ヒトラーとナチズムが一強制収容所という暴力装置をも用いて一成し遂げたことへの満足感に圧倒されて、その痕跡すら見出すことは難しい<sup>52</sup>。

しかし、これら相反するかに見える記憶こそが「ナチ民族共同体」理念のもつ両面のそれぞれの現れなのである。

そして、ドイツ国民がナチ強制収容所と「共同体異分子」の排除を支持していた事実は、冒頭で述べたドイツ国民とナチズム、テロル・暴力装置の関係について重要な問題を投げかけている。「緊急令」以降、「措置国家」の継続するナチ・ドイツでは暴力独占の「合法性」は崩壊し、代わって「民族共同体」のために「共同体異分子」を迫害・排除する者が暴力行使の「権能」を握った<sup>53</sup>。強制収容所は「共同体異分子」排除のために「上から」組織された暴力装置のひとつとして機能し、ドイツ国民や自治体は支持や協力を行うことで「下から」これを補完したのである。言い換えれば、マジョリティたるドイツ「民族同胞」は、あくまで「共同体異分子」に対して「民族共同体」の境界線を守るためであるかぎり、ナチ体制の合法性なき対内的な暴力独占に正当性を付与した、といつてよい。

市民社会との関係で言えば、ナチ体制下のドイツ社会は、市民社会概念の持つ普遍性を拒否し、「我々」の範囲を縮小・限定しながら「他者」を排除することで社会の安寧と秩序を求めたのである。このグロテスクな形に変成した「市民参加」のあり方は、市民社会論においてはどのように位置づけられるべきなのだろうか。今現在は明確な回答を提示することは叶わないが、報告者の今後の課題としたい。

<sup>1</sup> Werner Johe, “Das deutsche Volk und das System der Konzentrationslager”, in: Ursula Büttner (Hrsg.), *Das Unrechtsregime*, Hamburg, 1986, S.332.

<sup>2</sup> Karola Fings, “The public face of the camps”, in: Jane Caplan / Nikolaus Wachsmann (ed.), *Concentration Camps in Nazi Germany*, New York, 2010, pp.108-109.

<sup>3</sup> ユルゲン・コッカ (山井敏章・松葉正文訳)「市民社会の困難な成立—近代ドイツの社会構造史—」『思想』(第91号、49-70頁、1998年)、ここでは66頁を参照。

<sup>4</sup> ユルゲン・コッカ (松葉正文訳)「市民社会の歴史的展望」『立命館産業社会論集』(第39巻第4号、223-233頁、2004年3月)、ここでは228-229頁を参照。

<sup>5</sup> デートレフ・ポイカート (木村靖二・山本秀行訳)『ナチス・ドイツ ある近代の社会史』(三元社、

1997年)、311 - 330、409 - 414 頁。; ロバート・ジュラテリー (根岸隆夫訳) 『ヒトラーを支持したドイツ国民』(みすず書房、2008年)、307-310 頁。

<sup>6</sup> 芝健介『武装親衛隊のジェノサイド—暴力装置のメタモルフォーゼ』(有志社、2008年)、157-159 頁。

<sup>7</sup> ナチ・ドイツにおける抑圧的政策の法的な根拠とされたのが、1933年2月28日の国会炎上事件を契機として布告されたいわゆる「民族と国家を防衛するための緊急令」である。だが、強制収容所への「保護拘禁 (Schutzhaft)」は緊急令の条文そのものには記載さえなく、これはまさに「超法規的措置」といってよいものであった。Karin Orth, *Das System der nationalsozialistischen Konzentrationslager: Eine politische Organisationsgeschichte*, Hamburg, 1999, S.23-24.

<sup>8</sup> Ulrich Herbert / Karin Orth / Christoph Dieckmann, “Die nationalsozialistischen Konzentrationslager. Geschichte, Erinnerung, Forschung”, in: dieselbe (Hrsg.), *Die nationalsozialistischen Konzentrationslager-Entwicklung und Struktur*, Göttingen, 1998, S.17-19.

<sup>9</sup> Klaus Drobisch / Günter Wieland, *System der NS-Konzentrationslager 1933-1939*, Berlin, 1993, S.37.; Martin Broszat, “Nationalsozialistische Konzentrationslager 1933-1945”, in: Hans Buchheim / Martin Broszat / Hans-Adolf Jacobsen / Helmut Krausnick, *Anatomie des SS-Staates*. Bd. 2, München, 1965, S.13-17, 20.; Orth, *System*, S.23-24.; Gudrun Schwarz, *Die nationalsozialistischen Lager*, Frankfurt/M, 1997 (Erstausgabe 1990), S.167-171.; イアン・カーショウ (石田勇治訳) 『ヒトラー 権力の本質』(白水社、1999年)、94 - 95 頁。

<sup>10</sup> Schwarz, *Die nationalsozialistischen Lager*, S.169.

<sup>11</sup> Broszat, “Konzentrationslager”, S.23.; カーショウ『ヒトラー』、94 - 98 頁。

<sup>12</sup> ジュラテリー『ヒトラーを支持したドイツ国民』、61 - 69 頁。

<sup>13</sup> Broszat, “Konzentrationslager”, S.16-18.

<sup>14</sup> Albert Knoll, “Die Anfangsphase des KZ Dachau in der zeitgenössischen Presse”, in: Wolfgang Benz / Barbara Distel (Hrsg.), *Dachauer Hefte 17*, Dachau, 2001, S.21-23.

<sup>15</sup> Sybille Steinbacher, *Dachau - Die Stadt und das Konzentrationslager in der NS-Zeit; Die Untersuchung einer Nachbarschaft*, Frankfurt/M, 1994, S.186-188.

<sup>16</sup> Knoll, “Die Anfangsphase”, S.23-26.

<sup>17</sup> Steinbacher, *Dachau*, S.93-94.カッコ内補足は増田による。

<sup>18</sup> Knoll, “Die Anfangsphase”, S.30-31, 36-37.

<sup>19</sup> Sybil Milton, “Die Konzentrationslager der dreißiger Jahre im Bild der in- und ausländischen Presse”, in: Herbert / Orth / Dieckmann, *Konzentrationslager*, S.136.

<sup>20</sup> Knoll, “Die Anfangsphase”, S.31-32

<sup>21</sup> Steinbacher, *Dachau*, S.188-191.

<sup>22</sup> Ebenda, S.126-129.

<sup>23</sup> Knoll, “Die Anfangsphase”, S.31.

<sup>24</sup> Steinbacher, *Dachau*, S.93-100.

<sup>25</sup> 例えばベルリン近郊のオラニエンブルクに関しては次の文献を参照。Bernd Sösemann / Michael Schulz, “Nationalsozialismus und Propaganda: Das Konzentrationslager Oranienburg in der Anfangsphase totalitärer Herrschaft”, in: Günter Morsch (Hrsg.), *Konzentrationslager Oranienburg*, Oranienburg, 1994, S.78-94.

<sup>26</sup> Milton, “Die Konzentrationslager der dreißiger Jahre”, S.136-137.

<sup>27</sup> Eric A. Johnson / Karl-Heinz Reuband, *What we knew. Terror, Mass Murder, and Everyday Life in Nazi Germany*, Basic Book, 2006, p.156.

<sup>28</sup> カーショウ『ヒトラー 権力の本質』、97 - 98 頁。

<sup>29</sup> Johannes Tuchel, “Organisationsgeschichte der «frühen» Konzentrationslager”, in: Benz / Distel (Hrsg.), *Der Ort des Terrors*, Bd. 1, München, 2005, S.47-48.

<sup>30</sup> Drobisch / Wieland, *System*, S.134.

<sup>31</sup> Ebenda, S.136.; Tuchel, “Organisationsgeschichte”, S.48.

<sup>32</sup> Steinbacher, *Dachau*, S.186-188.

<sup>33</sup> Angelika Königseder, “Die Entwicklung des KZ-Systems”, in: Benz / Distel (Hrsg.), *Der Ort des Terrors*, Bd. 1, S.31.「規範国家」と「措置国家」の概念については、次の文献を参照せよ。エルンスト・フレ

ンケル (中道寿一訳) 『二重国家』 (ミネルヴァ書房、1994年)。

<sup>34</sup> Herbert, *Best: Biographische Studien über Radikalismus, Weltanschauung und Vernunft 1903–1989*, Bonn, 2001 (Erstausgabe 1996), S.168-170.

<sup>35</sup> Tuchel, “Organisationsgeschichte”, S.53-54.; Tuchel, *Konzentrationslager: Organisationsgeschichte und Funktion der "Inspektion der Konzentrationslager" 1934-1938*, Boppard am Rhein, 1991, S.308-310.

<sup>36</sup> Broszat, “Konzentrationslager”, S.74-76.; Patrick Wagner, “»Vernichtung der Berufsverbrecher«. Die vorbeugende Verbrechensbekämpfung der Kriminalpolizei bis 1937”, in: Herbert / Orth / Dieckmann, *Konzentrationslager*, S.97-99.

<sup>37</sup> Broszat, “Konzentrationslager”, S.74-76.; Orth, *System*, S.50-51.

<sup>38</sup> Peter Longerich, *Heinrich Himmler. Biographie*, Hamburg, 2008, S.158-165.

<sup>39</sup> Tuchel, “Organisationsgeschichte”, S.52-54.

<sup>40</sup> Steinbacher, *Dachau*, S.190-192.

<sup>41</sup> Herbert, “Von der Gegnerbekämpfung zur »rassischen Generalprävention«. »Schutzhaft« und Konzentrationslager in der Konzeption der Gestapo-Führung 1933-1939”, in: Herbert / Orth / Dieckmann, *Konzentrationslager*, S.66-72.

<sup>42</sup> Herbert, *Best*, S.168-177.; Orth, *System*, S.34-35.

<sup>43</sup> Wolfgang Ayaß, *»Asoziale« im Nationalsozialismus*, Stuttgart, 1995, S.140-147.

<sup>44</sup> Broszat, “Konzentrationslager”, S.74-77.; Orth, *System*, S.50-51.; 増田好純「ナチ強制収容所における囚人強制労働の形成」『ヨーロッパ研究』(東京大学大学院総合文化研究科・教養学部、DESK 紀要、第1号、2001年)、123 - 126 頁。

<sup>45</sup> Hermann Kaienburg, *”Vernichtung durch Arbeit”: Der Fall Neuengamme: Die Wirtschaftsbestrebungen der SS und ihre Auswirkungen auf die Existenzbedingungen der KZ-Gefangenen*, Bonn, 1990, S.90-114.

<sup>46</sup> Das Schwarze Korps, 13.02.1936. Folge 7, S.10.

<sup>47</sup> ジェラテリー『ヒトラーを支持したドイツ国民』、75 - 80 頁。

<sup>48</sup> Jens Schley, *Nachbar Buchenwald: Die Stadt Weimar und ihr Konzentrationslager 1937-1945*, Köln, 1999, S.108-109.

<sup>49</sup> Schley, *Nachbar Buchenwald*, S.44-55, 118-119.

<sup>50</sup> Orth, *System*, S.52-54, 64-66.

<sup>51</sup> ポイカート『ナチス・ドイツ ある近代の社会史』、411 - 412 頁。

<sup>52</sup> ミルトン・マイヤー (田中浩・金井和子訳)『彼らは自由だと思っていた—元ナチ党員十人の思想と行動—』(未来社、1983年)、56 - 58、67 - 68 頁。

<sup>53</sup> Alf Lüdtke / Michael Wildt (Hrsg.), *Staats-Gewalt: Ausnahmezustand und Sicherheitsregimes. Historische Perspektiven*, Göttingen, 2008, S.33-34.

---

## Die nationalsozialistischen Konzentrationslager und die deutsche Gesellschaft. Die Grenze des Gewaltmonopols im NS-Staat.

---

Yoshizumi Masuda

Die Debatte über die Zivilgesellschaft legte und legt bis heute ihren Schwerpunkt auf den Nationalsozialismus oder den Faschismus, weil man annimmt, dass eine Diktatur fast alle Prinzipien der Zivilgesellschaft von Grund auf verneint.

Zwar widersprechen die Faktoren, die die Zivilgesellschaft fördern können, der Diktatur, bei der Erörterung der Geschichte der Zivilgesellschaft aber sollte man der Frage nachgehen, ob man die Zeit des Nationalsozialismus meiden sollte oder nicht.

Dieser Beitrag analysiert, wie die deutsche Gesellschaft in der NS-Zeit den Verfolgungsmaßnahmen einschließlich des KZ-Systems gegenüberstand. Bei dieser Analyse wird deutlich, dass die deutsche Nation nicht unterschiedslos unterdrückt wurde, sondern dass sie eine selektive Verfolgung zugunsten der sogenannten Volksgemeinschaft unterstützte. Das bedeutet, dass die deutschen „Volksgenossen“ das unrechtmäßige, nach innen gerichtete Gewaltmonopol des NS-Regimes gegen die „Gemeinschaftsfremden“ akzeptierten, soweit eine Grenze zwischen den Volksgenossen und den Gemeinschaftsfremden gewahrt blieb.

Man könnte sagen, diese Konstellation stelle ein grotesk umgestaltetes „Engagement“ der Bürger dar. Falls das der Fall sein sollte, dann bliebe mir die wichtige Aufgabe, wie man dieses grotesk umgestaltete „Engagement“ der Bürger bewerten kann.